



Title	私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）：アメリカ法をてがかりに
Author(s)	大橋, 加歩
Citation	阪大法学. 2025, 75(2), p. 25-48
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/102504">https://doi.org/10.18910/102504</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

---

## 論 説

---

# 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

——アメリカ法をてがかりに——

大 橋 加 歩

はじめに

### 第1章 アメリカにおける議論状況の検討

第1節 ニュース価値の法理を用いて判断された報道機関に関する事案

第2節 報道以外の事案におけるニュース価値の法理

第3節 アメリカ判例に見る「比較衡量」の課題（以上、75巻1号）

### 第2章 Daniel Solove のプライバシー論の検討

第1節 Solove のプライバシー理論の前提

第2節 証拠法を参考とした「公の関心事」の判断

第3節 Solove 説の検討——アメリカ判例法理への視座

### 第3章 日本法への示唆

第1節 日本における私事開示型事案でのプライバシーの現状

第2節 日本の判例法理への受容可能性

第3節 残された課題（以上、本号）

### 第2章 Daniel Solove のプライバシー論の検討

ここまで考察から、プライバシーの開示に重大な価値が見出されていることがわかった。そこで次に、比較衡量の天秤の反対側にある、プライバシーの価値も吟味すべきであろう。なぜなら、例えば中絶を行った医師が住所や家族構成をインターネット上で開示され、その情報を見た中絶に反対する一般人によって殺害された *Planned Parenthood of Columbia/Willamette v. American*

Coalition of Life Activists (2002) の事案のように、精神的損害以上の害をプライバシーの公開が引き起こす可能性があるからだ。近年の情報技術の発展や一般人によるインターネット利用の容易さを踏まえると、特にインターネット上での私的事実の開示については、プライバシーの価値を判断過程の中で重く捉えるなどの措置が必要だと思われる。それに伴い、比較衡量という手法それ自体の再検討が必要ではないかとも思われる。

これらを受け、ここからは Daniel Solove の議論を取り上げる。情報学と憲法学の立場からプライバシー理論を論じる Solove は、アメリカにおける近年のプライバシーの議論を牽引する論者であり、日本でも高度情報化社会における新しいプライバシー保護を論じる際に、有力な論者により参照されている。<sup>(100)</sup> したがって、Solove の理論の検討・実践を試みることで、私事開示型事案におけるプライバシーと言論との比較衡量の問題をさらに考えてみたい。上記の論点を踏まえて、本稿では Solove の見解のうち次の 2 点を中心的に取り扱う。<sup>(101)</sup> 1 点目は、私的関心事と公的関心事を区別するためのアプローチである。Solove のアプローチは、言論の保護レベルを用途 (uses) などからグラデーションに捉えており、プライバシーとの調和を図っている点が特徴的である。2 点目は、Solove のプライバシーに関する諸理論が、情報の性質ではなく、プライバシー侵害を生じさせる行動やそれにより生じる帰結に着目していることである。先述のように、概してアメリカの判例法理では言論の自由が重視されている。このような結果は、ある情報が「プライバシー」に該当するか判断するための非公知性 (未だに誰にも知られていない情報であること) や時の経過 (例えば、逮捕からどのくらいの時間が経過しているか) などの要素も相まってもたらされているが、Solove の理論は、プライバシー問題を生じさせる行為の目的を重視している点からも示唆に富む。さらに本稿では、Citron との共著である 2022 年の論文で示されたプライバシーの侵害がもたらす危害 (privacy harm) の類型も紹介する。これはプライバシー侵害によって生ずる危害が精神的侵害に限らず多岐にわたることを示していることからも、私事開示型プライバシー侵害に焦点を当てる本稿にとって示唆的である。

## 第1節 Solove のプライバシー理論の前提

まず Solove の一般論としてのプライバシー理論に触れておく。プライバシーの概念化やプライバシー問題の確定において先行研究と異なる手法を採る彼のプライバシー理論を解する際に、特に理解しなければならない点が3点存在する。それは、①プライバシーの概念化の方法、②プライバシー問題の類型、③プライバシー侵害によって生ずる危害である。これらは、プライバシー問題自体の多元性を踏まえ、プライバシー問題になぜ対処する必要があるかを幅広く示すものとして、彼のプライバシー観を理解する上で重要である。①概念化の方法及び②類型については日本でも詳細な先行研究が存在するため、ここでは私事開示型プライバシー侵害に深くかかわる類型論のみに簡単に言及する。

### (1) 私事開示型プライバシー侵害による危害

Solove は2008年の書籍において、プライバシーの概念化やプライバシー問題の類型についての新たな見解を発表しており、これはアメリカ国内外に大きな影響を及ぼした。<sup>(106)</sup> 本書では、プライバシーという概念が未整理であることを出发点とし、プライバシーは本質的な共通分母をもたず、<sup>(107)</sup> ウィトゲンシュタインの「家族的類似」概念によって捉えるべきだと主張している。このように広汎に捉えられたプライバシーに関する諸問題は、プライバシーに影響を与える諸活動に焦点が当てられ、<sup>(108)</sup> プライバシー問題に該当するかが判断される。このプライバシーにとって有害な諸活動について、Solove は基本的な4つのグループに分類したのち、さらに16の下位グループに分類している。その中でも、第3のグループである情報拡散 (information dissemination) の下位グループである情報開示 (disclosure)、暴露 (exposure)、アクセス可能性の増大 (increased accessibility) は、問題となる諸活動が私事開示型プライバシー侵害の問題に深く関係する。

情報開示とは、ある個人についてのある種の事実情報が他者に開示されることで問題となり、これは無関係な他者によっても引き起こされる問題である。<sup>(109)</sup> 概ね情報の提供・入手というものは言論の形で行われるものであるため、この情報開示は私事開示型プライバシー侵害の問題に深くかかわる。次に「暴露」

は、ある個人のある種の物理的・感情的事項を他者に明らかにすることである。<sup>(III)</sup> Solove は「悲嘆や苦悩、トラウマ、怪我、裸体、性、排尿、排便はすべて私たちの生命の原始的側面に関係する——つまり、身体的かつ本能的な必要を満たすという側面に関係している」と述べ、この暴露の対象を人間が社会生活の上で意識的に隠す物事に限定している。よって、暴露は情報開示よりも対象となる情報が限定されている点に違いがあると言えよう。最後に「アクセス可能性の増大」の問題とは、ある別の場所・時点で既に明らかとされている情報の更なる開示をプライバシー問題として論じようとするものである。アメリカでは一度公開された情報は公的なものとされ、たとえ一部の者にしか知らない事実であっても非公知性は認められず、再開示によってプライバシー問題が生ずるとは認められてこなかった。これを彼は秘密パラダイムと呼ぶ。しかしながら、アクセス可能性の増大をプライバシーの問題を生じさせる類型に加えることで、感覚的にプライバシーに属すると考えられる事項の開示やインターネットによる情報の二次的公開によるプライバシー問題に広く対処することが可能となろう。

## (2) privacy harm

先述の2008年の書籍においても、Solove はプライバシー問題によって生ずる危害に触れている。そこでは、プライバシー侵害によって個人や社会に対し生ずる危害には複数の種類があるとして、精神的損害に重きを置く従来の判例や理論とは異なり、損害を広汎に捉え、分類している。その後2022年になり、彼はこの点について Danielle Citron との共著でさらに詳細な見解を提示している。<sup>(IIIB)</sup>

2022年の論文でのプライバシー侵害による危害の概要は以下の通りである。Citron と Solove は、プライバシーが異なる複数の関連するものを包摂する概念であり、それゆえにプライバシー侵害によって生ずる危害には種類や深刻さに幅があることを主張する。<sup>(IIIC)</sup> そして、多くの法律はプライバシー侵害による危害の認識に明確性や一貫性を欠いていると指摘し、認知可能な損害として扱われるべき次の7つの危害を提示している。すなわち、物理的危険（physical

harms)、財産上の危害 (economic harms)、評判上の危害 (reputational harms)、心理的危険 (psychological harms)、自律への危険 (autonomy harms)、差別という危険 (discrimination harms)、人間関係上の危険 (relationship harms) である。<sup>(118)</sup> そして、心理的危険には感情的苦痛 (emotional distress) と活動の妨害 (disturbance) が含まれ、自律への危険は強制 (coercion)、操作 (manipulation)、通知漏れ (failure to inform)、期待の裏切り (thwarted expectations)、コントロールの欠如 (lack of control)、萎縮効果 (chilling effects) という 6 つの行為に細分されている。一部では共通した部分はあるが、2008 年と比較して新たに自律への危険が加わっている。これは個人の選択や嗜好に対する何らかの影響を指しており、<sup>(119)</sup> 主に情報化社会における電子商取引などに着目したものである。<sup>(120)</sup>

この中でも私事開示型プライバシー侵害の問題には、物理的危険、評判上の危険、心理的危険、及び自律への危険のうちの萎縮効果が関係しよう。<sup>(121)</sup> 評判上の危険はコミュニティ内における個人の評判や立場を損ない、雇用の喪失や社会的拒絶に遭うことをもたらす。私的事実の開示が、事実を開示された個人の評判に関わることは多くの判例によって言及されているが、評判を失うことで雇用を喪失する可能性であることから、評判上の危険は複数のプライバシーの危険の連鎖を生み出すと言える。また、Citron と Solove によると、心理的危険には不安や苦悩などの否定的な精神反応が含まれており、上述のように、これは感情的苦痛 (emotional distress) または妨害 (disturbance) の 2 つに分類することができる。<sup>(122)</sup> このうち感情的苦痛は、不快感や恐怖、恥辱など様々な否定的感情を意味しており、ある種の物理的危険と同様に人の人生を妨げると<sup>(123)</sup> される。<sup>(124)</sup>

先行研究では、プライバシー問題が招く危険は感情的なものとして断定することが主流であった。しかし Citron と Solove は、プライバシー侵害が身体的傷害や死を招く場合があることから、物理的危険も危険の 1 つとして分類している。<sup>(125)</sup> 特にプライバシーを他者に開示されることで、開示された者が物理的危険を被る事案は複数存在する。例えば、開示された者が命を落としたケースも存在する。<sup>(126)</sup> 他にも身体的傷害を受けたものとして、コミュニティサイトである

Craigslist に掲載されたオンライン広告が原因で、女性が強姦され、虐待されたケースがある。<sup>(129)</sup> このオンライン広告は、元交際相手に虚偽のレイプ願望を掲載されたものであった。このようなケースは事件の最終的な結末が死傷といった刑事事件であり、一見、その物理的危害に対しプライバシーが直接的に関わっているように見えない。しかしプライバシー問題を引き起こす行動に焦点を当てて作成された Solove のプライバシー問題の類型論からは、情報開示 (disclosure) が引き起こしたプライバシー問題であると理解できる。

また、萎縮効果は個人の選択に影響を及ぼすことから自律の危害として分類されている。<sup>(130)</sup> プライバシーの保護が言論の自由に対する萎縮効果となりうる点については、多くの論者により指摘されているところである。しかし Citron と Solove によると、プライバシーが守られないことで結社の自由や言論の自由などの権利行使が阻害されることから、萎縮効果が生じるという。<sup>(131)</sup> 確かに、SNS での匿名性が保護されることによってインターネット上での自由な討論が促進される上、いつ、どこで、誰が他者の言動を監視しているかも分からぬ恐怖心の中では、人は諸活動をためらう。

以上、Citron と Solove の共著論文を軸にしつつ、プライバシー問題の危害に関する見解を簡単に紹介した。それによれば、プライバシー侵害による危害は、法令や判例上で認識されている精神的・人格的損害に限られず、場合によれば生命・身体に危害が及ぶこともある上、言論の自由が促進する価値と同種の、自己実現や自己統治といった価値をプライバシー保護が促進することもある。しかしながら、プライバシーと言論が衝突する現実の事案では、同種の価値をどのように衡量し判断するのかがここまで議論では明確でない。よって、次節では言論の自由とプライバシーが衝突した場合を想定して、ニュース価値の法理に関する Solove の見解を検討する。

## 第2節 証拠法を参考とした「公の関心事」の判断

上述の検討の結果、Solove は、プライバシーと言論の自由といった対立する価値の衡量のために、個別の事案において問題となる言論の目的を重視し、複数の観点からその言論のもたらす価値に区別をつけていると思われる。した

## 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

がって、公共性の高い言論に比べて私的な関心事の言論に対する制限は緩やかな審査を受けるべきことを主張する。<sup>(12)</sup>アメリカでは、情報の開示によりプライバシーと言論の自由の衝突が問題となる事案において、複数の判断基準が採用されてきた。そこでは、プライバシーに属する疑いのある情報を開示された人物の立場（公人か私人か）や情報の内容・性質（性に関する内容かどうかなど）に着目することで、プライバシーと言論のどちらを優先すべきか判断される。Solove は、これらのような従来のアプローチでは、問題となっている情報の開示に関するいかなる状況も考慮されていないことに着目する。つまり、開示された人物の立場や情報の内容・性質など（これが先述の「ニュース価値」の基準である）、プライバシー問題のほんの一部のみが検討され、判断されていることを批判していると考えられる。

確かに、この批判は、私たちの一般的な感覚や一部の判例に沿ったものだ。例えば、他者に性に関する内容を開示されたケースでは、開示行為に対してプライバシー侵害が主張されうるが、必ずしもすべての場合にそのような主張がなされるわけではない。問題となる情報を当人が大々的に世間一般に対して発表している場合には、その情報を他者が無断で開示したとしても訴訟に発展することはないであろう。しかし、当人が一部の人間のみに開示したいと望んでいるにもかかわらず第三者に開示した場合や、誰にも開示したくなかった場合には訴訟に発展する（例えば他人の性的指向等を勝手に第三者へ言いふらすアウティング行為は大きな問題となる）。したがって、状況を考慮する必要があることは言うまでもない。

このような前提を踏まえ、Solove が提唱するのが証拠法を参照したアプローチである。Solove は、上記のような従来の二分法的アプローチが判例上の混乱を招いていることを指摘し、公の関心事と私的な（個人的な）関心事の区別方法として、証拠法（the law of evidence）における情報管理方法を参考に新たな方法を提示している。証拠法は文脈に沿って情報の許容性を評価しており、情報は伝達される関係や用途、目的に着目することで、情報開示が公的なものか私的なものかを判断するということである。<sup>(13)</sup>

そして、Solove はこのアプローチによって「ニュース価値」の法理を批判

する。この法理では、①メディアの判断に従う、②個人の地位（公人か私人か）への着目、③情報の性質への着目という3つの基準が採用されているが、これらには大きな欠陥があると指摘する。例えば①について、メディアが市民に対し公の関心事について決定する際の正確な判断材料を提供するとしても、メディアを、何にニュースの価値があるかを決定する最適な決定者とすることに疑問がある<sup>(135)</sup>。そこでは、例えば、性交渉のテープが莫大な収益を上げたのに対し、大統領の演説テープはほとんど収益を上げないことがあり、ニュースの価値を判断することは非常に困難であることが挙げられている。また、②についても、例えば、一概に「公務員」といっても職種により国民の関心度に違いがあることや、個人の地位に着目したとしても公人に関するすべて（社会保障番号など）が公の関心事に該当するわけではないこと、③については、論者により主張されている既存のアプローチでは、公の関心事に該当するとされる情報の範囲が広範、あるいは狭小であることから、私的な情報を見極めることが困難であること等が指摘されている。<sup>(136)</sup>確かに、公人の代表格である公務員であっても、国会議員と地方職員では関心度が異なる上、当人に関する全ての情報を国民が網羅的に知る必要があるとは言い難いため、線引きが必要である。また③について、何が公の関心事に該当するかに関して学説と同様に判例も迷走している状況では、Solove の主張に説得力がある。

このように、情報の受け手の嗜好（関心）や情報の性質、情報主体の性質（公人/私人といった立場など）を基にニュース価値を判断することは難しく、ケース・バイ・ケースで情報開示の目的や他人による利用可能性によってニュース価値は変化する。これは、Solove が「文脈」と呼ぶものに依拠する、プライバシー侵害の該当性判断に通ずる見解と考えられる。証拠法は、一般に、どのような証拠を裁判で用いることが許容される（admissible）かを定めるものであるが、そこでは、情報の内容や収集された状況、暴露した人物、そしてその暴露がどのような目的を達成するためなのかに基づき、情報の許容性（admissibility of information）を決定する。<sup>(137)</sup>この許容性とは、ある状況下での情報の開示が許容されるか、であると言えよう。つまり、情報が収集された状況や開示した人物、どのような目的のために開示されたかに焦点を当て、許

容性を判断すべきということである。

この点について説明を加える。Solove は、ある情報が公の関心事に該当するということは「それが特定の状況において特定の聴衆に適切に開示される」とあるという<sup>(11)</sup>。そして同じように「公的」な状況であっても、友人知人の非公式な集まりでは適切な開示が、より正式な場では不適切である場合があると主張するのである。このことからも、公の関心事と私的な関心事の区分は、情報が伝達される関係（他者や社会制度、そして社会的な利害関係者との関係）や情報が使用される用途に着目し、判断されるべきだというのである。<sup>(12)</sup><sup>(13)</sup>

すべての言論の価値を同一視せず価値の高低を決定する手法はアメリカにおいても模索されてきたが、第1章で見たように、ニュース価値の法理に基づく判断が困難であることは明白である。従来、「喧嘩言葉（fighting words）」や名誉毀損などの場合を含めて言論の内容による価値判断は難しいとされてきたが、上記の Solove の見解によれば、ビジネスの相手との信用情報のように特定の人間・機関間でのみ価値を発揮するような言論は、他の関係性では価値を発揮しないので低価値ということができる。ある言論の価値は文脈（context）により決定されることになるため、ここでも文脈主義が貫かれることとなるが、これは言い換えると「言論の（行われる特定の人間・機関間での関係性に焦点を当てることで）目的を狭く解釈している」と言えよう。この言論（発言・開示）の目的というものは、元来言論の自由に関する学説上でも大きなウェイトを占めてきたものである。そして、言論の自由は自己実現・自己統治といった人間としての根本的かつ重大な価値の実現に資することから、新しい人権でもあったプライバシーはその価値を、言論の自由に対抗して主張するのが困難であった。しかし、Solove の主張によれば、プライバシーと言論の自由は同様の価値に基づいて主張されていることとなる。したがって、プライバシーを保護することによる言論に対する萎縮効果への懸念を考慮しても、言論の目的を文脈に基づいてより具体的に解釈することは、言論とプライバシーの調和のための一つの道標となろう。

### 第3節 Solove 説の検討——アメリカ判例法理への視座

ここまで検討から、私事開示型プライバシー侵害に関するアメリカの判例では、①公表の目的が「公益」目的であることが重要であり、②しかし「公益」が指す内容が不明確である点を指摘できる。これに対して本章では、まず私事開示型プライバシー侵害に関する Solove の主張（文脈主義的理解）では、言論の目的が重要であること、そしてその目的である「公益」は判例よりも限定されていることが明らかとなった。判例の趨勢は「公益」を広汎に捉え、いかなる事柄に対してもプライバシーを認めない姿勢を取ってきた。しかしながら Solove は私的な関心事と公的な関心事を区別すること、すなわち私的関係における言論（ビジネスの取引相手との間の信用報告書など）を「低価値」とし、情報が収集され広められた人々との関係性や、どのような目的のために開示されたかに焦点を当てるべきと主張するなど、情報主体と情報の受け手との関係性に着目することでプライバシーと言論の調和を図る。これはつまり、面識のない他人の情報であれば教育的価値のある情報を記事や Web 等から得られればよいし、公人の情報であっても公的職務の遂行に無関係な情報であればプライバシーを認められるべきだということだ。<sup>(145)</sup>

これをこれまでに例示した具体的な判決に当てはめると、まず Ross 判決について、本件番組がある男性が強姦事件を引き起こしたという疑いに対して疑問を投げかける目的で制作されていることから、判断資料とするために強姦の詳細は重要な意義を持つ。しかし、詳細情報（犯行方法など）の明示で十分判断が可能であるため、被害者本人を特定することができる名前や写真については、伏せて放送する必要があることになる。また Briscoe 判決の事案については、判決も述べるとおり、過去に罪を犯した人物の特定が公的に役立つではなく、公共の「関心」は好奇心の関心であり、元ハイジャック犯としての原告の身分には報道価値がないことになる。本件で示された判断基準は、その事実を報道することにより社会で達成される目的を具体的に明示すること、及びその目的と私的事実との関連性を考慮することで公共の関心事と私的な関心の区分を図っていると言えよう。

これらの判決は、強姦事件の犯人の捜査や昔のハイジャック事件の記事など

## 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

の公共性と私的事実の開示からの保護（プライバシー侵害の主張）という、対立する価値の相違が比較的明確な事案であった。しかしながら、Bonomo 判決のように私的事実の開示からの保護と発言者の自己実現の価値が衝突した場合、どちらも一次的には人格に関わる価値を実現するものであることから、判断が困難になる。これについて Solove は2008年の書籍で、以下のように述べる。Bonomo 判決には「ものさしの両側に置かれた個人の自律と尊厳が関係している。Kaysen の言論の自由の利益、つまり彼女が自分自身の人生について語ることの自律は、彼女の恋人のプライバシー、つまり他人に晒されることなく自分の生活を送るという彼の自律と対立している」。<sup>(148)</sup> このように根底的価値としてプライバシーと言論の自由の双方に自律と尊厳の価値があり、また本章第1節で取り上げたように、多元的価値を有するプライバシーを保護することで複数の潜在的危険から個人や社会を守り文脈に応じて価値が促進されることから、Solove は、社会にとって「もっともよい帰結」をもたらすよう比較衡量がなされるべきだと主張している。<sup>(149)</sup> 彼はこのような事案における具体的な衡量方法を明示しているわけではないが、プライバシーの保護は個人的価値だけではなく社会的価値も有しており、保護によって言論の自由と同様の価値（自己実現・自己統治など）を実現することも踏まえて、調整のために言論の「公益」目的をより狭く捉えていると思われる。

## 第3章 日本法への示唆

前章まででは、プライバシー権の新しい理解にあたって日米憲法学で注目されている Daniel Solove の見解を、私事開示型プライバシー侵害からの保護と言論の自由とを調整する一手法として、比較衡量に着目しながら検討した。その結果 Solove は、「公益」を狭く捉え、ある関係性の聞き手に対して、言論の話し手の意図する目的を達成するために必要な情報の提供のみを許容することで、プライバシーと言論の調整を図っていることが明らかとなった。以下では、このような Solove の理解が日本の判例法理に与える示唆に簡単に言及したのち、残された課題について述べる。

## 第1節 日本における私事開示型事案でのプライバシーの現状

アメリカよりも数は乏しいものの、日本でもプライバシーが初めて法的権利として認められた「宴のあと」事件判決を含め私事開示型侵害に関する多くの判例・先行研究の蓄積がある。<sup>(150)</sup> その中でも比較衡量は、プライバシーと表現の自由を調整する典型的な手法の1つである。

日本においては、ノンフィクション「逆転」事件判決や長良川推知報道事件<sup>(151)</sup> 判決をリーディングケースとして、多くの判例でこれらが示した比較衡量の判断枠組みを用いて判断が行われている。

ノンフィクション「逆転」事件判決は、Yの陪審事件の陪審員であったXが、Yらの起こした事件とその陪審裁判の過程を記述した書籍を刊行したことについて、YがXに対し前科の公表による精神的苦痛を理由に損害賠償請求を行った事件である。本件で最高裁は、「ある者の前科等にかかる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性」を考慮要素として、総合衡量を行っている。その結果として、本件の場合には、①Yの事件および裁判から12年が経過しているが、その間Yは社会復帰に努めており、新たな生活環境を形成していたことから、前科にかかる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有すること、②Yは地元を離れ無名の一市民として生活しており、「公的立場にある人物のようにその社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として前科にかかる事実の公表を受容しなければならない場合ではない」こと、③本件書籍の目的（陪審制度の長所ないし民主的な意義を訴え、当時のアメリカ合衆国沖縄統治の実態を明らかにする）を考慮してもYの実名を公表しなければならないわけではないこと、などからXがYの実名を用いて前科の事実を公表したことを正当とする理由はないと結論付けた。

続いて長良川推知報道事件判決は、他の少年らと共に殺人、強盗殺人、死体遺棄等を行ったとして起訴されたX（事件当時18歳）の裁判の係属中に、出版社Yがその法廷の様子、犯行形態の一部、経歴や交友関係等を仮名を用い

## 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

て雑誌に掲載したことについて、XがYに対し損害賠償請求を行った事件である。本件で最高裁は、比較衡量に際し、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人〔X〕の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断する」としている。結果、最高裁は、個別具体的な判断を行わなかつた「原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」として、原審に差戻した。

### 第2節 日本の判例法理への受容可能性

#### (1) 日本の判例における比較衡量の論点

このように、日本における私事開示型プライバシー侵害のリーディングケースでは、複数の判断要素を個別具体的に審理し、総合衡量を行っている。しかしながら、プライバシーの多元的保障根拠説や開示の目的を重視する先述のSoloveの議論（第2章参照）を踏まえると、これらの判例に対してなお問題を指摘することができよう。

例えば、プライバシーに関する近年の判例として、家庭裁判所調査官が、被上告人の少年保護事件を題材にした論文を、精神医学関係者向けの雑誌及び書籍に掲載したことが問題となった、家裁調査官論文事件<sup>(15)</sup>が挙げられる。最高裁は、比較衡量の際に、本件論文が疾患に対する理解の向上を目的として執筆・公表されており、公益目的であったことが明らかであったとして、被上告人のプライバシーに属する情報を公表する正当な必要性・相当性があると判断した。しかしながら「公益」はプライバシー侵害が不法行為となるかの重要な指針になるにもかかわらず、「公益」の指す内容は判例ごとの変動が大きく、定量的把握が困難である。例えば、本件では「社会の关心を集めつつあった本件疾患の特性が非行事例でどのように現れるのか、司法機関の枠組みの中でどのように本件疾患有する者に関わることが有効であるのかを明らかにする」こと、

つまり社会一般に直接的には関わりのない司法判断の向上や医学的発展を「公益」と認めているのに対し、「忘れられる権利」で注目を集めた平成29年決定では「公共の利害」に関するとして過去の犯罪歴の開示を公的な利益としている。この点において、日本における「公益」とアメリカにおける「公の関心事 (public interest)」がともに公共に資するという意味の概念として類似しており、公益とは何か、そしてその内容が不明確であるという日米共通の課題が明らかになっている。さらに、それらの概念を用いて比較衡量をしているため、日本の判例も先述の「ニュース価値」の法理に関する問題状況と類似している。

第2に、補足意見ではあるが、最高裁で、プライバシーの価値に対する認識の変化の萌芽が見られる。令和4年判決は、<sup>(156)</sup>旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で逮捕された上告人が、本件事実に関するツイートの削除を求めた事件である。本判決で実名報道の3つの効用（①実名報道の制裁的機能、②実名報道の社会防衛機能、③実名報道の外的選好機能）に言及した草野耕一裁判官の補足意見は、元犯罪者の実名報道に対する批判的立場を示すのみならず、インターネット時代において私人（元犯罪者を含む）のプライバシーを保護する必要性を示唆するものと思われる。さらに、犯罪者が一般私人であった場合には「犯罪者の氏名等は、原則として、犯罪事件の社会的意義に影響を与える情報ではな」いとし、私事開示型における比較衡量の際プライバシーを保護することに肯定的である。

以上、私事開示型プライバシー侵害が問題となった事案において比較衡量が採用された近年の例に簡単に触れた。その結果、日米の私事開示型プライバシーの事案には比較衡量の際の「公益」という共通の課題があること、また、日本の判例上でもプライバシーの多元的保障根拠を受容する余地がありそうなことが判明した。

## (2) 小括

ここまで議論から、日本における私事開示型事案において Solove 理論を実践するために検討すべき点を大きく2つ指摘できる。まず第1に、比較衡量に関する文脈的理解の採用である。この文脈的理解の模索は、日本でも近年複

数の論者により紹介されているところである。すなわち、Solove の2008年の書籍でも触れられていたように、「<sup>(157)</sup>もっともよい帰結」（傍点執筆者）をもたらすようプライバシーと言論の自由の共存を模索するため、天秤上のどちらの価値を優先すべきかケース・バイ・ケースで文脈的に判断する。この見解に則れば、プライバシーと言論の自由の双方が持つ社会的価値をより有効に保護するのはどちらかを判断した上で、より有効に保護する方を保障するということになる。これに対して、アメリカでは注目すべき批判が寄せられている。日本にも影響を与えた「知性あるプライバシー（intellectual privacy）」の提唱者であり<sup>(158)</sup>、Solove に次いでアメリカにおけるプライバシー保護論を牽引する Neil Richards は、この文脈的理解について次のように述べる。第2章で触れたように、Solove は自身が「秘密パラダイム」と呼ぶ状態を脱し、情報や人物の立場について公私を分別することではなく「情報が伝達される関係や、情報が利用される用途」に着目するように提唱する。しかし Richards によれば、これは「曖昧な基準を別の曖昧な基準で置き換えるだけであり、過度に文脈にとらわれた法理になる危険性があ」り<sup>(159)</sup>、裁判所がケース・バイ・ケースで一貫性のない判断を行う可能性がある。確かに、Solove の文脈的アプローチには、開示の用途や情報が伝達される関係など「適切さ」の審査以外に判断基準は見られず、その上何が「<sup>(160)</sup>もっともよい帰結」かが明示されているわけでもない。しかしながら、これはつまり「適切さ」の審査を経て帰結に重きを置いて総合衡量していることに類似するため、日本の比較衡量にも取り入れやすい見解であろう。

開示の用途や「<sup>(161)</sup>もっともよい帰結」という要素の重視は、「公益」の重視と相通するものがある。というのも、「公益」の実現のために情報を公表する場合（用途の問題）や、プライバシーと言論のいずれを優先させるべきかを検討する場合（「<sup>(162)</sup>もっともよい帰結」の問題）には、どちらも「公益」の内実を具体化する必要があるからである。Solove はこれに関して、情報主体の特定可能性に配慮した処置（匿名化や一部の情報の加工）によって調整を図っているが、他にも情報を公表する側の身元が責任ある立場にあることが挙げられるだろう。情報を収集しその刊行物を執筆した者が記事に対し責任があることが明

示されれば、プライバシーに配慮して登場人物を匿名にした記事であっても、その記事の信憑性は問題にはならないであろう。というのも、登場人物を匿名<sup>(162)</sup>にした場合には、しばしばその記事自体が信憑性の薄いものだと指摘されるが、執筆者の責任が明示できれば、このような指摘は生じないからである。

### 第3節 残された課題

最後に、簡単にではあるが残された課題について言及する。第1に、私事開示型事案において情報主体と情報が伝達される範囲との関係性を考慮すべきかどうかである。アメリカでは一度公開された情報はプライバシーに属しないと考えられるなど（先述のように、これに対して Solove は「秘密パラダイム」と呼び批判する）プライバシーの保護に批判的な意見も多いが、そのプライバシーに批判的な論者であっても関係性を考慮している可能性がある。例として、統計的な実証も提示しつつプライバシーに批判的な態度を取っており、プライバシーに批判的な論者の代表格として日米両国でしばしば引用されている、法と経済学の大家 Richard Posner を挙げよう。彼はプライバシーを認めることを商品における虚偽表示と同義であると主張し、個人の「正確な」理解のためにより多くの情報を明らかにするべきことを主張する。しかし、その一方で地域のお祭りにおいてスカートがめくれ上がった瞬間の写真を新聞に掲載された女性が新聞社を訴えた Daily Times Democrat v. Graham (1964) に対する彼の見解のように、一部の情報についてはその者への「正確な」理解を歪めるとして開示を必要とせず、プライバシーを認めている。この Posner の見解の裏側には、自身の取引相手として相応しいかを判断する際に不利益を被らないため、その者を「正確に」判断する必要があるという、金銭的な理由が潜んでいる。このことから、関係性によって情報の必要・不必要を考慮している可能性もある。

その一方で、日本の判例では推知性の考慮という形で情報の伝達範囲を考慮しており、これは言い換えれば情報による身元等の特定可能性を考慮しているということである。日本では推知性という概念で、特に犯罪歴に関する文脈であるが、プライバシーの利益の1つである更生、人生の再構築の利益が主張さ

## 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

れてきた。<sup>(108)</sup> 同定可能性の判断では、情報主体と情報が伝達される者との関係が重要な要素となる。とすれば、インターネットの普及した現代では一般私人が情報の断片を収集し、判例が想定する以上に情報主体の特定可能性が上昇している可能性があることから、従来の判例・学説上で顧慮されてきたような関係性の考慮では不十分かもしれない。Citron と Solove が主張するように、プライバシー問題による危害は多岐にわたる上、Solove によればプライバシー問題は社会的な危機である。このことからも、文脈的理解の中での判断基準の指針とするために、どのように情報主体と情報が伝達される相手との関係性（あるいは範囲）が判例上考慮されているか（そして考慮すべきか）については、引き続き検討を要する。

また第2に、「もっともよい帰結」の内実や「帰結」がどの時点を指すかが明らかではないなど、Solove の文脈的理解には不明瞭な点が散見される。これについては先に触れた Richards の批判が示すように、Solove はプライバシーの有する特性を過度に広く考慮した結果、プライバシーの関連する事案が持つ曖昧性（プライバシーの持つ価値や望ましい帰結の不明示など）が解決されていないということが懸念されている。もっとも、Solove 説では証拠法をモデルにして情報の用途や開示の目的といった一定の手がかりが提示されているが、この「帰結」を Solove がいかに解釈し判断しているのか、彼の判例に対する解釈などから地道に検討していく必要があろう。

もっとも、本稿では紙面の都合上アメリカにおける議論の一端の紹介に留まり、これらの点を含め多くの論点に言及することができなかった。これらについては、他日を期すこととしたい。

(100) 290 F.3d 1058 (9th Cir. 2002).

(101) 例として、村上康二郎『現代情報社会におけるプライバシー・個人情報の保護』（日本評論社、2017年）150-153頁参照。

(102) 公的関心事と私の関心事の区別を否定する見解はプライバシーに懷疑的な立場でよく見られるが、Solove と同様にプライバシーを擁護する立場からも、区別が困難だという指摘がある。例えば Jeffrey Rosen は、特にゴシップについて、  
④現在では公人と私人の区別が困難であること、⑤ゴシップ自体の役割や性質が

変化したことから、公的関心事と私的関心事の区別が難しいと述べている。See Jeffrey Rosen, *Free Speech, Privacy, and the Web That Never Forgets*, 9 J. TELECOMM. & HIGH TECH. L. 345, 348-349 (2011).

- (103) 公共記録などによって入手可能な情報や他者にすでに散布された情報には非公知性が認められない点については、特に Solove が批判するところである。 SOLOVE, *infra* note 106, at 150. ソローヴ、後掲註 (106) 199-200頁。
- (104) E.g., Melvin v. Reid, 112 Cal. App. 285 (1931). また、時の経過にもかかわらず犯罪情報に関する情報がインターネット上で永続的に入手可能であることを危惧するものとして、MARK TUNICK, BALANCING PRIVACY AND FREE SPEECH 34 (2015) 参照。一度罪を償った者の過去の犯罪情報がインターネットの持つ永続性との兼ね合いで問題となるのであれば、一般私人の私的事実に関する情報が永続的に入手可能であることが問題となるのは、言うまでもない。
- (105) 音無知展『プライバシー権の再構成』(有斐閣、2021年) 139-158頁参照。
- (106) DANIEL J. SOLOVE, UNDERSTANDING PRIVACY (2008). 邦語訳として、ダニエル・J・ソローヴ (大谷卓史訳)『プライバシーの新理論』(みすず書房、2013年)。本稿では邦語訳を参照したが、訳語は必ずしもこれに従っていない。
- (107) 特に彼によるプライバシーの「家族的類似」概念や多元的保障根拠を考察するものとして次の論文を参照。See Ryan Calo, *The Boundaries of Privacy Harm*, 86 IND. L. J. 1131, 1139-1142 (2011); Woodrow Hartzog, *What Is Privacy? That's the Wrong Question*, 88 U. CHI. L. REV. 1677 (2021).
- (108) ソローヴ、前掲註 (106) 59-62頁。 SOLOVE, *supra* note 106, at 42-44. この「家族的類似」とは、ウィトゲンシュタインが「ゲーム」の概念化にあたって提唱した理論である。
- (109) ソローヴ、前掲註 (106) 143-221頁。 *Id.* at 101-70.
- (110) ソローヴ、前掲註 (106) 189-190頁。 *Id.* at 142. また彼の類型の1つに守秘義務関係破壊 (breach of confidentiality) というものがあるが、この守秘義務関係破壊は、医師と患者、弁護士と顧客のような信託に基づいた関係性を持つ者のうち一方が原因で情報が漏洩することを指す (ソローヴ、前掲註 (106) 183-185頁参照。 *Id.* at 137-38.)。守秘義務関係破壊は特定の関係において信頼を裏切るという点で情報開示とは異なっており、この守秘義務関係破壊に由来する危害は、被害者が信託に基づいた関係にある者から裏切られた点に特徴があると考えられている (ソローヴ、前掲註 (106) 185頁参照。 *Id.* at 138.)。
- (111) ソローヴ、前掲註 (106) 195頁参照。 *Id.* at 147.
- (112) ソローヴ、前掲註 (106) 196頁参照。 *Id.*
- (113) Solove はこの分類について私事開示型プライバシー侵害と言論の自由との関

## 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

係が問題になったケースを例示していないが、*Sipple v. Chronicle Publishing Co.*, 154 Cal. App. 3d 1040 (1984) や *Florida Star v. B.J.F.*, 491 U.S. 524 (1989) 等がこれにあたると思われる。なお、本書では *Sipple* 判決は情報開示の例とされているが（ソローヴ、前掲註106）193頁参照。*Id.* at 145.)、開示された情報がさらにインターネットへの投稿によってアクセス可能性が増大された場合など、1つの事案に対して複数の類型が問題となる可能性がある。したがって、*Sipple* 判決はアクセス可能性の問題として論ずることもできよう。

- (114) これは非公知性の問題に属している。Solove は、長きにわたってアメリカの制定法や判例上で考えられていたように全ての情報が「完全に公的な情報」又は「完全に私的な情報」のいずれかに二分されるのではないと主張する（ソローヴ、前掲註（106）199頁参照。*Id.* at 150.)。これにはインターネットの普及によって情報の入手可能性が飛躍的に向上したことが背景にあると推察される（ソローヴ、前掲註（106）198-199頁参照。*Id.* at 150.)。
- (115) 物理的損害 (physical injuries)、金銭的損失および財産上の危害 (financial losses and property harms)、評判上の危害 (reputational harms)、感情的・心理的 危害 (emotional and psychological harms)、人間関係上の危害 (relationship harms)、脆弱性の危害 (vulnerability harms)、萎縮効果 (chilling effect)、権力の不均衡 (power imbalances) の8つが言及されている。ソローヴ、前掲註（106）248-254頁参照。*See id.* at 174-79.
- (116) *See Citron & Solove, supra* note 8, at 830-61.
- (117) *Id.* at 830.
- (118) *Id.* at 831.
- (119) *Id.* at 845.
- (120) 共著者である Citron も、2010年の論文でテクノロジーがもたらすプライバシーの害 (injuries) に言及している。Citron はこの際に、精神的・評判的害の深刻化 (Mental and Reputational Injuries Intensified)、経済的害の増加 (Financial Injuries Multiplied)、身体的害の悪化 (Physical Injuries Exacerbated) に分けて論じている。*See Danielle K. Citron, Mainstreaming Privacy Torts*, 98 CALIF. L. REV. 1805, 1811-19 (2010).
- (121) 財産上の危害は、金銭的損失または何かの価値の損失を含む。Citron & Solove, *supra* note 8, at 834. しかし、これについてはクレジットカード等のなりすまし (identity theft) に焦点を当てており、財産上の危害が狭く解釈されている。*See id.* at 834-837. 後述のように、例えばプライバシーを開示された結果職を失う場合等は、評判上の危害として分類されている。ソローヴ、前掲註（106）249頁。*See* SOLOVE, *supra* note 106, at 175.

- (122) Citron & Solove, *supra* note 8, at 837.
- (123) *E.g.*, Melvin v. Reid, 112 Cal. App. 292 (1931).
- (124) ソローヴ、前掲註 (106) 249頁。See SOLOVE, *supra* note 106 at 175.
- (125) Citron & Solove, *supra* note 8, at 841.
- (126) *Id.* at 841–42.
- (127) Solove の2008年の書籍では、多くの場合にはプライバシー問題は物理的損害 (physical injuries) を引き起こさないと言及されている。ソローヴ、前掲註 (106) 248頁、SOLOVE, *supra* note 106, at 174–75.
- (128) Citron & Solove の共著論文で言及されているプライバシーの開示による殺人の事件として、Remsburg v. Docusearch, Inc., 816 A.2d 1001 (N.H. 2003); Planned Parenthood v. American Coalition of Life Activists, 290 F. 3d 1058 (9th Cir. 2002). See Citron & Solove, *supra* note 8, at 832, 834.
- (129) Citron & Solove, *supra* note 8, at 832. See <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-2010-jan-11-la-na-rape-craigslist11-2010jan11-story.html>. last visited Jul. 1, 2025.
- (130) Citron & Solove, *supra* note 8, at 845.
- (131) 代表的な例として、Volokh, *supra* note 90.
- (132) Citron & Solove, *supra* note 8, at 854 で言及されている Frederick Schauer や Neil Richards のほか、結社の自由の阻害を懸念するものとして、Kalven, *supra* note 87, at 327 annotation 6 参照。加えて、個人の言動への萎縮効果という Schauer らと類似した主張をするものとして、Jeffrey Rosen が例として挙げられる。See Frederick Schauer, *Fear, Risk and the First Amendment: Unraveling the “Chilling Effect,”* 58 B. U. L. REV. 685, 689 (1978); NEIL RICHARDS, *INTELLECTUAL PRIVACY* 165 (2015); Jeffrey Rosen, *The Purposes of Privacy: A Response*, 89 GEO. L. J. 2117, 2121 (2001).
- (133) Daniel J. Solove, *The Virtues of Knowing Less: Justifying Privacy Protections against Disclosure*, 53 DUKE L. J. 967, 975 (2003).
- (134) *Id.* at 967–68.
- (135) *Id.* at 1003.
- (136) *Id.* これに加えて特徴的であるのが、Solove は時事問題を知りたいと思う欲求とある事柄を知りたいと思う娯楽や性的欲求を区別していることである (*e,g, id.*)。
- (137) *Id.* at 1008–13.
- (138) *Id.* at 1010.
- (139) *Id.* at 1013.

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

(140) *Id.* at 1013-14.

(141) *Id.*

(142) *Id.*

(143) *Id.* Solove は、このような関係や用途に焦点を当てた分析では、社会規範に言及される必要があるという。See *id.* at 1014. また周知のように、言論の自由は自己実現・自己統治を支えると主張される。しかし Solove によれば、言論の目的は自己実現や自己統治といった漠然かつ広大なものではなく具体的かつ狭く解釈されるべきであって、記事の目的に応じて個人のプライバシーに属する事項を開示するか否かを検討することになる。*Id.* at 1020. 例えば、Solove が言及するように、個人のプライバシーに属する情報を伏せることで、記事の信憑性を失うといった指摘も存在する。このような指摘をする論者として、e.g., Richard A. Posner, *The Right of Privacy*, 12 GA. L. REV. 393, 417 (1978); Zimmerman, *supra* note 38, at 356. これらに対し、一般的な見解として、そもそも効果的で有意義な民主主義の実現のために、特定の個人の親密な活動 (intimate activities) に言及する必要はないとする論者も存在する。E.g., Melville B. Nimmer, *The Right to Speak from Times to Time: First Amendment Theory Applied to Libel and Misapplied to Privacy*, 56 CALIF. L. REV. 935, 962 (1968).

(144) ソローヴ、前掲註 (106) 120頁。SOLOVE, *supra* note 106, at 85-86.

(145) Solove, *supra* note 133, at 1019.

(146) *Id.* at 1013-14.

(147) また Solove は、プライバシーの開示はある個人への判断を歪めると主張する。

See *id.* at 1035.

(148) ソローヴ、前掲註 (106) 120頁。SOLOVE, *supra* note 106, at 86.

(149) ソローヴ、前掲註 (106) 121頁。SOLOVE, *supra* note 106, at 87.

(150) 「宴のあと」事件（東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁）。私事開示型侵害に関する近年の先行研究の例として、長瀬貴志「プライバシー権における非公知性について」情報法制研究8号（2020年）75-85頁、石井夏生利「インターネット上の個人情報、プライバシー侵害情報等の削除を巡る議論動向」情報の科学と技術71巻11号（2021年）472-477頁など。

(151) この比較衡量は、芦部信喜によると、憲法解釈の手法としてのものと違憲審査基準としてのものがある（芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』（有斐閣、1994年）208頁）が、本稿では後者を取り上げたい。これは「公共の福祉」という曖昧で不明瞭な概念への批判から生じたもので、いくつかの指針となるルールを備えた比較衡量を採用することで、安定的かつ検証可能な判断過程を明示しようとしたということである（片桐直人「憲法学の出発点としての条文－憲法解釈・比較衡

量・定義づけ衡量」法教351号（2018年）91頁）。従来の「公共の福祉」による制約とは異なり比較衡量では個々のケースに即して利益を分析するため、憲法上の権利への配慮がなされやすいという評価もあり、どの程度まで分析を行うのかという問題点も指摘されるものの、現在では私事開示型侵害と表現の自由の衝突が問題となるケースでも広く用いられている。

- (152) 最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁。
- (153) 最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁。
- (154) 最判令和2年10月9日民集74巻7号1807頁。家庭裁判所調査官A（上告人）が、B（被上告人）に対する少年保護事件を題材とした論文を精神医学関係者向けの雑誌及び書籍に掲載したことに対して、Bが不法行為による損害賠償を求めた事案である。本件ではプライバシーの侵害について「本件各公表が被上告人のプライバシーを侵害したものとして不法行為法上違法となるか否かは、本件プライバシー情報の性質及び内容、本件各公表の当時における被上告人の年齢や社会的地位、本件各公表の目的や意義、本件各公表において本件プライバシー情報を開示する必要性、本件各公表によって本件プライバシー情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件各公表における表現媒体の性質など、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を比較衡量し、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するか否かによって判断すべき」として、比較衡量の結果、「本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するとまではいい難い」としてBの請求を棄却している。
- (155) 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁。検索エンジンGoogleの検索サービスでは、利用者が任意の文字列を入力すると、検索結果として関連性の高いWebページへのリンクが掲載され、そこにはWebページの表題（タイトル）と内容の抜粋（スニペット）が表示される（判時2282号78頁参照）。Xの氏名と居住する県名を入力すると、検索結果にXの過去の逮捕歴に関する記事が表示されることから、この検索結果の表示が「更生を妨げられない権利」を違法に侵害するとして、Xが本件検索結果（URLとウェブサイトの表題及び抜粋）の削除を求める仮処分の申立てを行った。
- (156) 最判令和4年6月29日民集76巻5号1170頁。
- (157) 文脈的理解の主唱者としては、Solove の他 Helen Nissenbaum が挙げられる。文脈的理解に対する Nissenbaum の代表的著作として、HELEN NISSENBAUM, PRIVACY IN CONTEXT (2009) 参照。Nissenbaum の文脈的理解（彼女はこれを「文脈的完全性（Contextual Integrity, CI）」と呼ぶ）は公共の場で生じるプライバシー問題に関心を持っているが、「文脈（context）」がプライバシー侵害が危惧される

## 私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（2・完）

ある状況を指し示す点は類似している。しかし Solove は「文脈」という言葉でプライバシー侵害が疑われるに至った個々の状況を示すが、Nissenbaum はプライバシー問題が疑われる状況のカテゴリーを示すという相違点があると考えられ、これこそがプライバシー問題全体に焦点を当てる Solove 説との最大の相違といえる。See *id.* at 155. なお日本において Solove と Nissenbaum の見解を比較する先行研究として、大谷卓史「プライバシーの多義性と文脈依存性をいかに取り扱うべきか：Nissenbaum の文脈的完全性と Solove のプラグマティズム的アプローチの検討」吉備国際大学研究紀要（人文・社会科学系）26号（2016年）41-62頁参照。

- (158) Neil M. Richards の「知性あるプライバシー (intellectual privacy)」については、RICHARDS, *supra* note 132 を参照のこと。
- (159) Neil M. Richards, *Reconciling Data Privacy and the First Amendment*, 52 UCLA L. REV. 1149, 1180-81 (2005).
- (160) この Solove の立場のように、私事開示型事案におけるプライバシーの保護に好意的な論者は、匿名化や一部の情報の加工によってプライバシーと言論の調和を図る場合が多い。しかし、言論の自由を擁護する立場の論者からは、情報の信憑性や自由な情報の流れの擁護などの理由から強い批判がある。前者の立場を探る者として、See TUNICK, *supra* note 5, at 201-02; MEG LETA JONES, CTRL+Z, THE RIGHT TO BE FORGOTTEN (2016). この邦訳版として、メグ・L・ジョーンズ（加藤尚徳ほか訳）『Ctrl+Z 忘れられる権利』（勁草書房、2021年）参照。また後者の立場として、See Zimmerman, *supra* note 38, at 356-57; Volokh, *supra* note 90, at 1052.
- (161) この方法のヒントとなるのが、Solove の2007年の著作である。ここでは、近年のインターネットの普及による SNS 上での私事開示型プライバシー侵害の問題に焦点が当てられており、この問題の要因として一般私人による Twitter（現 X）やブログにおける他者の私的事実の公表が容易であることが挙げられている（SOLOVE, *supra* note 12, at 23）。この著作で Solove が問題視していたのは、職業的ジャーナリストとは異なり一般私人が規範を守らず他者に関する投稿を行い、その投稿がインターネットの特性によって情報主体に甚大な損害を与えることであった (*id.* at 59)。ここでの問題の 1 つとして、ブロガーのように職業的ジャーナリスト以外の者がブログ記事によって収入を得ていることが挙げられているが、Solove はこれについて、一定の収入を得ている場合にはこの規範が守られるべきであろうという。これはつまり、情報の公表によって収入を得ている者はその文章に対して責任が生じるため、その影響力も考慮し、ジャーナリストが従来順守していた規範を守る必要があるということである。

## 論 説

- (162) 関連して、従来のアメリカの学説では特にインターネット上の言論の責任を問う場合に検索エンジンの役割が問題となっている。これには大きく2つの立場があり、検索エンジンの検索結果の表示行為が検索エンジン自身の表現であるのか（編集者説）、まさに言論のあるいは情報のパイプ（conduit）としての役割を果たすのか（導管説）というものである。前者の立場を探るものとして、E.g., Eric Goldman, *Search Engine Bias and the Demise of Search Utopianism*, 8 YALE J. L. & TECH. 188 (2006); Eugene Volokh & Donald M Falk, *Google First Amendment Protection for Search Engine Search Results*, 8 J. L. ECON. & POLY 883 (2012). また後者の立場として、E.g., Jennifer A. Chandler, *A Right to Reach an Audience: An Approach to Intermediary Bias on the Internet*, 35 HOFSTRA L. REV. 1095 (2007).
- (163) Zimmerman, *supra* note 38, at 356.
- (164) Posner, *supra* note 143, at 395, 399 (1978). また1978年に発表された2つの著作を中心に、これらの論文を敷衍する形で発刊された RICHARD A. POSNER, THE ECONOMICS OF JUSTICE § 9-11 (1983) も参照のこと。
- (165) 276 Ala. 380 (1964).
- (166) Posner, *supra* note 143, at 414.
- (167) 例として、長良川推知報道事件判決（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁）が挙げられる。
- (168) 例として、長峯信彦「表現の自由の原理と個人の尊厳——実名犯罪報道と『忘れられる権利』」樋口陽一・中島徹・長谷部恭男〔編〕『憲法の尊厳 奥平憲法学の継承と展開』（日本評論社、2017年）237-255頁。